

後期高齢者医療制度・国民健康保険に加入している方へ

高額介護合算療養費・
高額介護予防医療合算サービス事業費

●医療費と介護費の合算が自己負担限度額を超えた場合に払い戻します

①高額介護合算療養費

8月～翌年7月の医療保険と介護保険の自己負担の世帯合計額が高額になった場合、限度額(下表)を超えた金額を払い戻します。

②高額介護予防医療合算サービス事業費

上記①の自己負担の世帯合計額に、介護予防・生活支援サービス事業の自己負担の世帯合計額を加えた金額が高額になった場合、限度額(下表)を超えた金額を払い戻します。

※いずれもすでに払い戻されている高額療養費、高額介護サービス費等は対象になりません。

【自己負担限度額】

医療保険負担割合 (令和5年7月31日時点)	所得区分	自己負担 の限度額	
3割	現役並み所得Ⅲ(住民税課税所得690万円以上)	212万円	
	現役並み所得Ⅱ(住民税課税所得380万円以上)	141万円	
	現役並み所得Ⅰ(住民税課税所得145万円以上)	67万円	
2割	一般Ⅱ	56万円	
	一般Ⅰ	56万円	
1割 (70歳～74歳の国民健康保険加入者は2割)	住民税非課税世帯等	区分Ⅱ	31万円
		区分Ⅰ	19万円

※「70歳未満の方がいる国民健康保険と介護保険に加入している世帯」では、限度額が異なります。詳しくは、医療保険年金課国保給付係にお問い合わせください。

●払い戻しに該当すると思われる方に2月下旬～3月中旬に申請書を発送
対象期間は令和4年8月～5年7月分です。同封の案内に沿って申請してください。

●次の方はお問い合わせください

▶令和4年8月～5年7月に新宿区に転入した方、ほかの健康保険から国民健康保険・後期高齢者医療制度に変わった方は、申請書が届かない場合があるため、お問い合わせください。

▶令和5年7月31日現在、会社などの健康保険に加入していた方は、加入していた医療保険者にお問い合わせください。払い戻しの申請に介護保険の自己負担額証明書が必要な方は、介護保険課給付係で発行します。

申請・問合せ ▶①の後期高齢者医療制度加入者は高齢者医療担当課高齢者医療係(本庁舎4階) ☎(5273)4562、▶①の国民健康保険加入者は医療保険年金課国保給付係(本庁舎4階) ☎(5273)4149、▶②は介護保険課給付係(本庁舎2階) ☎(5273)4176

3月1日から

他の市区町村の戸籍証明書が
請求できるようになります

本籍地以外の市区町村で全国の戸籍証明書等を請求できる戸籍の広域交付が始まります。

対象 戸籍に記載されている方とその方の配偶者、直系血族

請求できる戸籍・手数料等 下表のとおり

証明書の種類	窓口	手数料
戸籍広域交付証明書 (他市区町村の戸籍全部事項証明)	▶戸籍住民課戸籍係 ▶特別出張所	450円
除籍・改製原戸籍広域交付証明書(他市区町村の 除籍全部事項証明・除籍謄本・改製原戸籍謄本)	戸籍住民課戸籍係	750円

※特別出張所では、請求者本人が記載された戸籍広域交付証明書のみ請求できます。
※相続等で遡った除籍・改製原戸籍広域交付証明書が必要な場合は、戸籍住民課戸籍係でご請求ください。

持ち物 顔写真付き本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証等)

※郵送や代理人による請求はできません。

※火曜日の窓口延長・休日窓口では取り扱いません。

問合せ 戸籍広域交付コールセンター(戸籍住民課内)
(本庁舎1階) ☎(5273)3611



コセキツネ



区役所職員を名乗る
不審な電話がかかってきたら!?

「ATMで還付金の手続きができます」「キャッシュカードが古いので手続きができません。銀行員がカードを預かりに行きます」などの電話は詐欺です。

同様の電話がかかってきても信じずに、警察に通報しましょう。自動通話録音機での防犯対策も有効です。詳しくは、お問い合わせください。

警察署代表電話 ▶牛込 ☎(3269)0110、▶新宿 ☎(3346)0110、▶戸塚 ☎(3207)0110、▶四谷 ☎(3357)0110

問合せ 危機管理課危機管理係(本庁舎4階) ☎(5273)3532

区内の特殊詐欺被害
認知件数(1月)

主な詐欺の種類	件数
オレオレ詐欺	4件
預貯金詐欺	0件
架空料金請求詐欺	0件
還付金詐欺	0件
キャッシュカード 詐欺盗	0件
合計	4件

※区危機管理課調べ

くらし



創業セミナー



●ベンチャー企業創業期に必要な人材と雇用における実践知識

日時 3月3日(日)午後2時～4時

対象 これから創業を目指す方、小規模事業者ほか、36名

申込み 2月27日(火)から電話かファックス・電子メール(6面記入例のとおり記入)で問合せ先へ。問合せ先ホームページ(<https://incu.shinjuku-center.jp/>)からも申し込めます。先着順。

会場・問合せ 高田馬場創業支援センター(高田馬場1-32-10) ☎(3205)3031・FAX(3205)1007・E-mail incu@shinjuku-center.jp

エコギャラリー新宿
3月の展示



展示時間はお問い合わせください。

日程・内容 ▶1日(金)～3日(日)…合同二年展(絵画等の学生作品)、▶7日(木)～10日(日)…第38期パラアートスクール作品展(絵画ほか)、▶12日(火)～17日(日)…桜の六期展(絵画)

会場・問合せ 同館(西新宿2-11-4) ☎(3348)6277

リサイクル講座



●プラスチックリサイクルのお話と実験

日時 3月24日(日)午前10時～12時

対象 区内在住の小学生と保護者、8組16名

共催 プラスチック循環利用協会

申込み 往復はがきに6面記入例のとおり記入し、3月12日

(必着)までに問合せ先へ。応募者多数の場合は抽選。

会場・問合せ 新宿リサイクル活動センター(〒169-0075高田馬場4-10-2) ☎(5330)5374(月曜日休館)



実験の様子

新宿エコ自慢ポイントを貯めて
景品と交換しよう

フードドライブへ食料品を提供するなど、エコな行動をするとポイントがもらえる「新宿エコ自慢ポイント」は、集めたポイント数に応じて、エコな景品と交換できます。登録・景品交換の方法等詳しくは、お問い合わせください。

●令和4年12月から貯めたポイントの景品交換はお早めに

交換期限 令和6年3月の各景品交換窓口の最終開庁日

ポイントの登録・景品交換窓口 ▶新宿リサイクル活動センター(高田馬場4-10-2)、▶西早稲田リサイクル活動センター(西早稲田3-19-5)、▶環境学習情報センター(西新宿2-11-4、新宿中央公園内)、▶ごみ減量リサイクル課ごみ減量計画係

景品の例 ▶10pt…エコスポンジ、▶40pt…シリコンエコラップ、▶70pt…トートバック、▶100pt…

保冷温ランチポット

問合せ ごみ減量リサイクル課ごみ減量計画係(本庁舎7階) ☎(5273)3318

勤労者の福利厚生は
「ぱる新宿」にお任せください

●区内の中小企業・個人商店等の事業主の方へ

入会金1人に付き200円、会費月額1人に付き500円で、福利厚生サービスを利用できます。従業員全員での入会が原則です。

対象 区内に事業所がある従業員数300名以下の中小企業等の従業員・事業主

主な内容 ▶遊園地・フィットネスクラブ等の利用補助、▶演劇・展覧会の鑑賞券・スポーツ観戦券、レストラン等の食事の利用補助、▶入浴・宿泊施設補助、▶健康診断・人間ドックの割引や利用補助、▶祝金・見舞金・弔慰金等の給付ほか

問合せ ぱる新宿 ☎(3208)2311